「学習支援ソフト（デジタルドリル）」賃貸借仕様書

1　目的

明石市立小・中・特別支援学校の全児童生徒を対象に、学習支援ソフト（デジタルドリル）を導入することで、理解度・習熟度による個に応じた学びを実現するとともに、子ども達の学習状況や進捗状況を把握し、個別の学習支援を行うことで、学力の向上を図る。

2　事業対象者

明石市内の小学校（２８校）、中学校（１３校）、特別支援学校（１校）に在籍している児童生徒、約２４，５００人となる。

これとは別に、上記所属の教職員及び教育委員会職員、約１，５００人も対象者とする。

なお、児童生徒数及び教職員数が変動した場合であっても、本契約金額の変更は行わない。

3　使用場所

明石市内の小学校、中学校、特別支援学校、適応指導教室、明石こどもセンター、明石市役所及び各家庭等

4　「学習支援ソフト（デジタルドリル）」の仕様

（１）システム仕様

①自社が管理するサーバーからコンテンツを配信するサービスであること。

②データセンターに設置されたサーバーは、安定性・セキュリティが高い環境で管理されるものであること。

③利用中のデータ通信はSSL等で暗号化され、第三者の盗み見が防止されること。

④「タブレット教材機能」と「学習プリント機能」を備えていること。

（２）タブレット教材機能

ア．児童生徒個人にID・パスワードを配付できること。

イ．学習指導要領に準拠した問題が収録され、本市の小・中学校で採用している教科書に対応した問題を検索することができること。

ウ．毎日の授業で活用できるように、小・中学校ともに国語、社会、算数（数学）、理科、外国語（英語）の問題が収録されており、問題数は小・中学校ともに１５，０００以上あること。

エ．自動正誤判定機能があること。

オ．学校及び自宅等からインターネットを介して学習できるシステムであること。

カ．児童生徒の理解度・習熟度に応じて学習できるよう、基礎的な問題、発展的な問題等、複数のレベルの教材を提供できること。

キ．授業の復習や定着度確認だけでなく、授業の予習や休校時にも活用できるよう、動画解

説機能やヒント機能を有していること。

ク．児童生徒の学習履歴や進捗状況等がクラウド上に集約され、教員がクラス単位、個人単位で確認することができること。

ケ．児童生徒が、自身の学習履歴や進捗状況等を確認できる機能があること。

コ．既習学年の問題や動画解説機能等が利用できること。

サ．解答を中断した場合でも、次回学習時に中断した続きから学習を再開できること。

（３）学習プリント機能

ア．教師や児童生徒が、学習プリントコンテンツにアクセスし、任意の学習プリントと学習プリントに対応した解答を印刷できること。

イ．小・中学校とも国語・社会・算数（数学）・理科・外国語（英語）の問題が収録されていること。

ウ．プリント枚数は、小・中学校ともに１，５００枚以上であること。

（４）本市の学校におけるPC環境

職員室用、教室用ノートパソコン、児童生徒用タブレット端末にインターネットのクラウド上のサービスを提供できること。なお、本市のPC環境は次のとおりである。

①職員室用、教室用ノート型パソコン

ア．OS：Windows10（職員室用及び教室用ノートパソコン）

イ．ブラウザ：Internet Explorer11以上、また、Microsoft Edge（Chromium）

②児童生徒用タブレット端末

ア．OS：iOS13以上（iPad対応）

イ．ブラウザ：ロイロノートWEBカード（「Safari」や「Google Chrome」、「Microsoft Edge」等のブラウザは使用しません）

5　研修会について

導入時にオンライン等で各学校の教職員を対象に研修を行うこと。その際、受注者は、研修会の講師として参加し、使用方法や他市での活用事例について、参加者に対して実技研修及び講義を行うこと。また、導入後においても大きなバージョンアップ等が生じた際は、同様の研修を行うこと。

6　セキュリティについて

学習支援ソフト（デジタルドリル）に係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、関連法規を遵守することはもちろんのこと、本市が規定するガイドライン及び本市条例を遵守し、適切に実施すること。

7　学校の使用履歴について

各学校の使用履歴等を、教育委員会が閲覧できるか、教育委員会に報告できるものとする。

8　使用方法について

本データベースに収納されている問題は、本市の授業、家庭学習、教師の教材研究、教育委員会による教員対象研修等において、契約期間中使用することができること。

9　その他

①事務局担当者と綿密に連絡を取り合い、その結果に基づいて、本業務を遂行すること。
②４月以降すぐに利用できるよう、ユーザーの登録等の準備は事前に行うこと。
③業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、本仕様書に疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。